

## 新たな土地改良長期計画について Summary of the New Long-Term Plan of Land Improvement

安部 伸治  
Shinji Abe

### 1. はじめに

土地改良事業は、良好な営農条件を備えた農地・農業用水を確保し、これらの有効利用を図ることにより、農業の生産性向上等を促進するため、農業生産に欠くことのできない農地や農業水利施設等の農業生産基盤を整備・管理するものである。

土地改良法においては、5年を一期として、事業の実施の目標及び事業量を定めた土地改良長期計画を策定することとしているが、今般、平成27年3月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画等の新たな農政の方向に即し、事業を計画的かつ効果的に実施するため、計画期間を一年前倒しし、新たな長期計画を策定することとした。

以下、新たな土地改良長期計画の概要について紹介する。

### 2. 農業・農村をめぐる課題と土地改良の基本方針

#### (1) 農村の潜在力を高める土地改良事業

土地改良事業は、地域の発意に基づき農地や農業水利施設を整備し、事業完了後はそれらを共同で利用・管理する仕組を有しており、事業の計画、実施、管理に至るプロセスを通じ、人々のつながりであり農村の潜在力を高める「農村協働力」を活性化している。活性化された農村協働力は、事業の枠を超えて人々の協働を促し、経済活動の活発化等の多様なストック効果を発揮させることが可能である。

#### (2) 本計画における政策課題と施策の方向性

TPPの大筋合意に伴う国際的な競争への直面、人口減少等による農業構造の変化、自然災害リスクの高まり、社会資本ストックの減少・劣化といった農業・農村を取り巻く環境が厳しさを増し、農村協働力が機能する舞台が崩れつつある。このような中、本計画では、土地改良事業が担ってきた役割を改めて評価し、農村本来の役割が持続的・効果的に発揮されるよう、「社会資本の継承・新たな価値の創出と農村協働力の深化」を基本理念とし、政策課題として、産業政策の視点から「強くて豊かな農業」、地域政策の視点から「美しく活力ある農村」、両政策を下支えする「強くてしなやかな農業・農村」を掲げることとした。

### 3. 目指すべき農村の姿とその実現に向けた基本戦略

風土に応じた多様性を有する農村は、社会経済情勢等に応じて時代とともに変化してきた。そうした農村の多様性を踏まえれば、目指すべき農村の姿とは、特定の姿ではなく、地域の特性や強みを活かした、「個性豊かな活力ある農村」である。この実現のため、土地改良事業の特徴を最大限に活用し、多くの人々が関わり合いながら、農村協働力を深化させることが重要である。そのための基本戦略として、取組・発展のプロセスに着目した先進的な事例を例示し、地域が考える手掛かりを提供するとともに、地域特性に応じた柔軟な整備により、地域の創意工夫が発揮されるような取組を支援することとしている。

#### 4. 政策課題を達成するための目標と具体の施策

目指すべき農村の実現に向けた基本戦略に即しつつ、事業を計画的かつ効果的に実施するため、3つの政策課題に対応した6つの政策目標を定め、その達成に向けて重点的に取り組むべき具体の施策を以下のとおり整理した。

これら3つの政策課題に位置付けられた施策を、各地域がバランスよく実施することによって相乗的に効果を発揮させ、地域特性に応じた持続的発展の実現を目指す。

| 政策課題                     | 政策目標  | 施策  |
|--------------------------|---|---|
| 政策課題Ⅰ<br>「強くて豊かな農業」      | 政策目標1<br>担い手の体質強化                           | (1) 農地の大区画化等や省力化技術の導入による生産コストの削減<br>(2) 担い手への農地の集積・集約化の加速化<br>(3) 農業経営の法人化の促進 |
|                          | 政策目標2<br>産地収益力の向上                           | (4) 農業生産の拡大・多様化による収益の増大<br>(5) 6次産業化等による雇用と所得の創出                              |
| 政策課題Ⅱ<br>「美しく活力ある農村」     | 政策目標3<br>農村協働力と美しい農村の再生・創造                  | (6) 農村協働力を活かした地域資源の保全管理体制の強化<br>(7) 美しい農村環境の創造を通じた地域づくり                       |
|                          | 政策目標4<br>快適で豊かな資源循環型社会の構築                   | (8) 農村の生活基盤の効率的な保全管理<br>(9) 小水力発電の導入等の再生可能エネルギーの拡大                            |
| 政策課題Ⅲ<br>「強くてしなやかな農業・農村」 | 政策目標5<br>老朽化や災害リスクに対応した農業水利施設の戦略的な保全管理と機能強化 | (10) 農業水利施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減<br>(11) 農業水利施設の機能強化による災害リスクの軽減                 |
|                          | 政策目標6<br>災害に対する地域の防災・減災力の強化                 | (12) 農村協働力を活かした防災・減災力の強化  |

#### 5. 東日本大震災からの復旧・復興

集中復興期間であった平成23年度から平成27年度における着実な復興の進展を受け、政府は、28年度から32年度までを「復興・創生期間」として位置付け、被災地の自立につながり、地方創生のモデルとなるような復興の実現を目指すこととしている。

津波被災農地においては、平成27年度までに74%の農地で営農再開が可能となり、残る農地の早期の営農再開に向けて、平成30年度までの復旧完了を目指すこととしている。さらに、地域の意向を踏まえ、復旧と併せた農地の大区画化や集積・集約化等に取り組んでいく。

また、原子力災害被災地においては、避難指示解除準備区域・居住制限区域の避難指示解除に向けた復旧・整備、ため池等の放射性物質対策等を推進していく。

#### 6. 計画の円滑かつ効果的な実施に当たって必要な事項

本計画の円滑かつ効果的な実施に当たっては、①土地改良制度の検証・検討、②関連施策や関係団体との連携強化、③技術開発の促進、④人材の育成、⑤入札契約の透明性、公平性及び競争性の向上と品質確保の推進、⑥国民の理解の促進、といった事項にも取り組んでいく方針である。

(なお、本資料は、平成28年4月に作成したものであり、検討中の成果目標及び事業量については省略している。また、今後の審議に応じて内容に変更がある場合がある。)